

ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事

設計図

ID	図面名称
A-01	特記仕様書（１）
A-02	特記仕様書（２）
A-03	特記仕様書（３）
A-04	特記仕様書（４）
A-05	特記仕様書（５）
A-06	特記仕様書（６）
A-07	特記仕様書（７）
A-08	特記仕様書（８）
A-09	設計概要・外部仕上表
A-10	附近見取図
A-11	全体配置図
A-12	少量危険物庫 平面図
A-13	少量危険物庫 立面図 断面図
A-14	少量危険物庫 断面詳細図 建具表
A-15	地下燃料タンク詳細図（１）（参考）
A-16	地下燃料タンク詳細図（２）（参考）
A-17	地下燃料タンク土留め詳細図
A-18	一般取扱所 改修図
A-19	一般取扱所 改修詳細図
A-20	仮設計画（案）
S-01	少量危険物庫 構造図
S-02	少量危険物庫 構造詳細図

ID	図面名称
E-01	分電盤回路構成表
E-02	外構工事図
E-03	少量危険物庫 照明図
E-04	少量危険物庫 換気図

特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称

ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事

2. 工事場所

鳴門市撫養町大桑島

3. 建物概要

建物名称	E30用地下燃料タンク設置、既存燃料庫改修及び少量危険物庫新築
構造・規模	地下燃料タンク: SUS製地下タンク、少量危険物庫: S造地上1階
敷地面積	-
延床面積	地下燃料タンク: 6000L、少量危険物庫: 7.01m2
消防法施行例附表第1の区分	14項 倉庫

4. 工事概要

種目	工事概要
E30用地下燃料タンク設置	E30ガソリン用地下燃料タンク(SUS製)の設置
一般取扱所改修	既燃料庫にE30用計量機の設置と一般取扱所への改修
少量危険物庫新築	指定数量未満の燃料の貯蔵施設の新築

II. 営繕工事共通仕様書

1. 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和7年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和7年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和7年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和7年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和7年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和7年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和7年版
- 電気設備工事監理指針 令和7年版
- 機械設備工事監理指針 令和7年版

2. 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

3. 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。

- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

4. 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

5. 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日)をいう。

6. 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

7. 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

8. 施工体制台帳及び施工体系図

① 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

② 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施工程の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

③ 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

④ 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

⑤ 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

⑥ 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

9. 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

10. 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。
- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと
- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。
- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。
- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。
- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。
- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。
- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。
- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。
- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。
- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。
- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある巾木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクと対応方法について監督員と協議すること。
- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。
- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。
- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。
- 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

訂正	年	月	日	備 考:				株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289	作 成	承 認			工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-01
					図面名称 特記仕様書 (1)					縮 尺 : A3: 1:1			整理NO		

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

- 受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。
- ・積載重量制限を超えた土砂等の積み込みは行わないこと
 - ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
 - ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
 - ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
 - ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生土の処理等

① 発生土の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生土のうち、文化財保護法に基づく物及び骨材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生土は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生土の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続を行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨と (あり ☒ なし)

- 2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

事前調査は、次の者が行うこと。

- (1) 建築物:建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)又はこれと同等の能力を有する者(※)

- (2) 工作物:下表のとおり

	対象となる工作物	事前調査を実施することができる者(下記のいずれか)
	▪ 反応槽 ▪ 焼却設備 ▪ 加熱炉 ▪ 貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く。) ▪ ボイラー及び圧力容器 ▪ 発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。) ▪ 変電設備 ▪ 送電設備(ケーブルを含む。) ▪ 配電設備 ▪ 配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。)	▪ 工作物石綿事前調査者
	▪ トンネルの天井板 ▪ 煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。) ▪ プラットホームの上家 ▪ 軽量盛土保護パネル ▪ 遮音壁 ▪ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 ▪ 観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。) ▪ 上記以外の工作物(塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限る。)	▪ 工作物石綿事前調査者 ▪ 建築物石綿含有建材調査者(特定、一般) ▪ これと同等の能力を有する者(※)

※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。

- ・ 発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。

- ・ 結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。
- ・ 調査結果は3年間保存すること。
- ・ 調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

- 3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

- ・ 事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・ 「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・ 作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・ 喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

- ④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。))及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。))に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工

事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事

現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコブリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コブリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。
- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。
- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。
- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコブリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。
- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。
- 7) 受注者は、コブリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、パーজন材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に關して発注者等が行った土壤汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工事の記載がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)と、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿による」と記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

- 1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証 証明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(バーティカルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標記等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。))を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

訂正	年	月	日	備 考:	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289	作 成	承 認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-02
						発 行		図面名称 特記仕様書 (2)	縮 尺 : A3: 1:1	

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ①合板、木質系クロージング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ②保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ③接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－m－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ④塗料（塗り床を含む）は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
- ⑤①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ①設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。
- ②工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は當繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。
- ③品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。
- ④施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。
- ⑤本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。
- ⑥設計図書（各施工計画書を含む）に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。
- ⑦試験等によらなければ確認できない工事（製品）については、試験等計画書（施工計画書に記載）を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

17. 建設機械等

- ①排出ガス対策型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（最終改正 平成24年3月23日付国土交通省告示第318号）」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領（最終改訂平成28年8月30日付国総環リ第6号）」に基づき指定された排出ガス対策型建機機（以下「排出ガス対策型建設機械等」という。）を使用しなければならない。
ただし、排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

機 種	備 考
・ バックホウ ・ ホイルローダ ・ ブルドーザ ・ 発動発電機（可搬式） ・ 空気圧縮機（可搬式） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ ラフテレーンクレーン	・ 油圧ユニット（次に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、パイプロハンマ、油圧式鋼管圧入引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リパースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kW以上260kW以下）を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車両の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものは除く。

- ②低騒音・低振動型建設機械
受注者は、工事の施工にあたり次表に示す建設機械を使用する場合は、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達が不可能な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができる。
なお、騒音振動対策は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）に従って実施するとともに、騒音規制法、徳島県生活環境保全条例等の関係法令を遵守しなければならない。

機 種	
・ ブルドーザ ・ バックホウ（※） ・ ドラグライン、クラムシエル ・ トラクターショベル ・ パイプロハンマー（※） ・ アースオーガー ・ オイルケーシング掘削機 ・ アースドリル	・ さく岩機（コンクリートブレーカー） ・ ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ コンクリートポンプ（車） ・ コンクリート圧砕機 ・ アスファルトフィニッシャー ・ コンクリートカッター ・ 空気圧縮機 ・ 発動発電機 （※）印の機械は低振動基準有

- ③特定自主検査
本工事で使用する建設機械（労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械）は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書（検査記録表）の写しを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。
- ④不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法（昭和 25年法律第226号）に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。
また、受注者は、県の徴税吏員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 工事看板等

- ①工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。

19. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

20. 完成図等

- ①電子納品：対象
受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」とすること。
- ③提出書類
・ 竣工図（製本3部、電子データ2部）（サイズ：監督員の指示による）
・ 工事写真（電子データ2部）
・ 使用材料一覧表（竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部）
・ 保全に関する資料
・ その他監督員が指示する図書（必要部数）
④しゅん工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びジナル形式をCD-R等に保存する。
⑤工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
⑥工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
⑦工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
⑧既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

21. デジタル工事写真の黒板板情報電子化
受注者は、「デジタル工事写真の黒板板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

22. 火災保険
本工事の着手に際し、火災保険等（火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。））を請負額に応じて付保する。（標準請負契約約款 第55条）
①対象物
工事目的物及び工事材料（支給材料を含む）について付保する。
②付保除外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
・杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）
③付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
④保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
⑤その他
・ 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
・ 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

訂正	年	月	日	備 考：				作 成	承 認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-03		
	株式会社デザインー級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏													
	TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289													
								発 行		図面名称 特記仕様書（3）	縮 尺： A3: 1:1	整理NO		

Ⅲ. 建築工事特記仕様書
1章 一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

■施工条件および行政手続き

- ① 本工事を行うために必要な行政手続きや打合せ、これらにともない発生する費用は本工事の業務に含まれるものとする。
危険物施設に関わる申請手続きは次のように想定している。

- ・少量危険物庫の設置届
- ・地下燃料タンクの設置許可申請
- ・燃料庫の危険物貯蔵所廃止届及び危険物取扱所の設置許可申請

- ② 施工は消防法、危険物の規制に関する政令・規則、および火災予防条例に完全準拠すること。着工前に所轄消防署との事前協議を完了させ、承諾を得ること。
③ 法令および消防指導に基づいた施工計画を行い、完成検査の合格まで施工者の責任において執行すること。
④ 工程については、監督職員及び監理者と協議の上決定すること。

■ボートレース開催に伴う施工制限

- ① ボートレース開催に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業はレース開催日に原則施工できない。
② レース非開催日であっても実施前に監督職員と事前協議して作業計画をし、承認を得ること。

■燃料庫改修の工期及び施工対策

- ① 燃料庫の改修工事は、設置許可申請の承認後に着工とする。（届出可能日：2027年3月15日※予定）
② 引渡期限は、2027年3月22日とし、全工事を引渡期限までに確実に完了・引き渡すこと。
③ 工期厳守のため、計量器や配管等の主要部材は改修工事の着工前に場外等で「仮組み・事前調整」を完了させるなどの方法で、設置許可申請の承認後、滞りなく施工ができるように施工体制・工程対策を講じること。
④ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に監督職員及び監理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

■材料・施工上の特記事項

- ① 本工事は取り扱われる燃料の性質や現場が沿岸地域であることを踏まえ、接液する部材が腐食・漏洩等の障害を生じさせないように適切な材の選定や対策をおこなうこと。
② 埋め戻しに使用する土は良質土とする。埋設物の被覆や表面に損傷を与えないよう、事前に石や異物を排除するように対策すること。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ 無 ）

3. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

4. 建設発生土の処理

建設発生土の処理については、「 3 章 土工事」に記載している。なお、場外搬出が指定されている場合において、指定された処分場以外で処分する場合は監督員の承諾を得ること。なお、増額変更の対象とはしない。

5. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。
② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
③ 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業
仮設	とび	・ とび作業
鉄防	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工事作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工事作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 ・ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工事作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工事作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工事作業 ・ カーペット系床仕上げ工事作業 ・ 鋼製下地工事作業 ・ ボード仕上げ工事作業 ・ カーテン工事作業 ・ 木質系床仕上げ工事作業

	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工事作業
機械設備	冷凍空調和機器施工	・ 冷凍空調和機器施工作業

2章 仮設工事

1. 敷地の状況確認

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況を確認し、監督員に報告すること。

2. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
2) (一社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。

- 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
④ 外部足場（図示の通り）
・ 壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）
・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法等に関するガイドライン」（標仕2.2.4）の別紙1「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の（1）手すり据置き方式により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、（2）手すり先行専用足場方式により行うことができる。

- ⑤ 仮囲い（図示の通り）
⑥ ゲート（ 有 ・ 無 図示の通り）
⑦ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
⑧ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
⑨ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり 袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

- ⑩ その他

3. 工事用用水、電力等

- ① 既存電力利用（ 出来る ・ 出来ない ）、電力料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
② 既存用水利用（ 出来る ・ 出来ない ）、用水料金（ 有償 ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

3章 土工事

1. 根切り

- ① 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
② 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
③ 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋め戻し及び盛土

- ① 使用土は（ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ）とし、機器により締め固める。

4. 地均し

- ① 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
② 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

5. 建設発生土の処理

- ① 場内敷き均しとする。
② 場外搬出適正処分とする。
民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000m3までごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。
ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
③ 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。

6. 山留め

- ① 山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。
また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行うこと。
② 山留めの存置 存置範囲は図示による。
③ 鋼材等抜き跡は地盤の変形を防止する適切な措置を講ずること。

訂正	年	月	日	備 考：				作 成	承 認	工事名称 ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-04		
	株式会社デザインー級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏													
	TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289													
				発 行						図面名称 特記仕様書（4）	縮 尺： A3: 1:1	整理NO		

訂正	年 月 日	印 記 者	株式会社 歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL:03-3626-8284 Fax:03-3626-8289	作 成	承 認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-05
				発 行		図面名称 特記仕様書 (5)	縮 尺 : A3: 1:1	

5. 高力ボルト接合
- ① すべり係数試験は(行う ・ 行わない)。ただし、溶融亜鉛めっき工法の場合は、「13. 溶融亜鉛めっき工法」によるものとする。
- ② ショットブラスト又はグリットブラストにより摩擦面の表面粗度を50 μ mRz以上確保する場合の表面粗度の確認方法は次のいずれかによる。
- 1) 表面粗度測定機による測定
- 2) プラスト機器の性能表による確認
- 3) スプライスプレート販売元からの表面粗度検査結果証明書による確認
- 上記の方法により確認できない場合は、すべり係数試験(サンプル試験)を行い、すべり係数値0.45以上を確認すること。
- ③ 高力ボルトを工事現場に搬入後、JIS形高力ボルトは、トルク係数値の確認試験を(行う ・ 行わない)。
- ④ 確認試験の数量は、呼び径ごとに代表ロットを選び、その中から任意に取り出した5セットとする。
- ⑤ 締付け施工法の確認は、JASS6 6.5〔締付け施工法の確認〕に準じる。
- ⑥ 原則として本接合ボルトを仮ボルトとして使用しないこと。
- ⑦ 仮ボルトの本数は標仕7.10.5(2)～(4)とし、本接合完了までの応力に対して検討を行うこと。

6. 普通ボルト接合
- ① 普通ボルトの戻止めは(二重ナット ・ ナットの溶接 ・ ゆるみ防止用特殊ナット)による。
- ただし、母屋・胴縁類の取付用ボルトは、全ねじボルトとする。戻めは省略できない。
- ② 普通ボルトの座金は(JIS B 1256 ・)による。

7. 溶接接合
- ① 溶接作業は、工場作業を原則とする。ただし、やむを得ない場合は監督員の承諾を得ること。
- ② 溶接技能者に対して、技量付加試験を(行う ・ 行わない)。
- ③ 開先の形状は構造図による。
- ④ 溶接部の余盛り高さは、JASS6 付則6〔鉄骨精度検査基準〕付表3〔溶接〕による。

8. 工事現場施工
- ① 鉄骨建方の精度は、(社)日本建築学会「建築工事標準仕様書―6. 鉄骨工事付則―6. 鉄骨精度検査基準」による。ただし以下のものは図面による。
- 特に精度を必要とする構造物あるいは構造物の部分。
 - 軽微な構造物あるいは構造物の部分。
- ② 構造用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 構造用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
 - 構造用アンカーボルトの保持及び埋込みは、(図示による)。
- ③ 建方用アンカーボルトを(使用する ・ 使用しない)。
- 建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの形状及び寸法は図示による。
 - 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み工法は(A ・ B)種とする。
- ④ 柱底均しモルタル工法は(A ・ B)種とし、厚さは図示による。A種の場合の無収縮モルタルは、製造所の仕様による。

9. 軽量形鋼構造
- ① 普通ボルトには、二重ナットなどにより戻止めを行う。ただし、胴縁、母屋類は除く。また、ボルト締め後のネジ山は、3山以上出るようにする。
- ② 形鋼、銅板類の亜鉛めっきは、標仕 表14.2.2による。

7章 屋根及びい工事

1. 一般事項
- ① 屋根葺き材、緊結金物については、下地も含め安全性を確認し、監督員の承諾を得ること。
- ② 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。
- ③ 建築基準法に基づき定められた区分等
- 基準風速Vo=(36)m/s 地表面粗度区分(I ・ II ・ III ・ IV)

2. 折板葺
- ① 折板は、JIS A 6514(金属製折板屋根構成材)による。

施工箇所	材料による区分	材質	銅板の厚さ (mm)	塗装面	形式	山高(mm)	山ピッチ (mm)	耐力	軒先面戸 板の適用	裏打ち材 の有無
図面の通り										

- ② タイトフレームに使用する材料は、JIS G 3302による。
- ③ 断熱材 (有り 厚さ mm、種別 、防火性能 時間 ・ なし)
- ④ 標準仕様書以外の工法は、専門業者の仕様による。また、タイトフレーム、けらば納めは屋根葺き工法に応じた専門業者の仕様による。
- ⑤ 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した固定金具の間隔、固定方法等を施工計画書として提出する。
- ⑥ 耐雪性能に対応した工法の適用(有り ・ 無し)。
- ⑦ けらば納めは(けらば包み納め)とする。

3. とい

- ① 材料

施工箇所	材種	規格	径	備考
図面の通り				

- ② とい受金物 材種(SUS)形状(つかみ金物FB)取付間隔()。
- ③ 防露の施工箇所は図示により、図示のもの以外は標仕表13.5.3による。ロックウール又はグラスウール保温筒のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
- ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のロックウール又はグラスウール保温筒を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。
- ④ 鋼管製といの防露巻きは、図示による。それ以外の場合は、標仕表13.5.4により行う。
- ⑤ 硬質塩化ビニル雨どいの1本の長さは、10m以内とし、伸縮に対応する工法を選択すること。
- ⑥ ルーフドレン及びといは、取付け完了後、清掃し、通水試験を行う。
- ⑦ さがり止めは図面により、図示のもの以外は標仕13.5.3(1)(ア)(d)又は13.5.3(2)(イ)による。

8章 金属工事

1. 軽量鉄骨壁下地
- ① スタッド、ランナ等の種類は、標仕14.5.3(表14.5.1)による。
- ② 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は(標仕14.5.4(5) ・)による。
- ③ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

9章 左官工事

1. 一般事項
- ① 下地調整に用いる吸水調整材の使用方法是、製造所の仕様による。
- ② コンクリート等面の下地及び各塗り層は、清掃のうえ適度の水湿しを行って、次の層の塗り方にかかる。

2. 床コンクリート直均し仕上げ

施工箇所(少量危険物庫内及びスロープ)

3. 仕上げ塗材仕上げ
- ① 仕上塗材は、JIS A 6909(建築用仕上塗材)による。なお、下塗材、増塗材、主材及び上塗材は、同一製造所の製品とする。

種類	色しつくい	上塗材	仕上げの形状	耐候性	工法	耐火認定	下地仕上	下地調整
棒人塗装								

- ② 建物内部に使用するユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、(F☆☆☆☆ ・ F☆☆☆☆)とする。
- ③ 外壁のコンクリート下地等のひび割れの処理方法は、監督員と協議する。
- ④ 所要量等の確認は、(標仕 表15.6.4、単位面積当たりの使用量)による。

10章 建具工事

1. 一般事項
- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年 建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 防火戸の指定は建具表による。
- ③ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。
- ④ 防犯建物部品の適用は、建具表による。

種別	使用箇所	耐風圧性	気密性	水密性	面内変形追随性	遮音性	断熱性	塗装	備考
①	建具表の通り								

- ② 防火戸の指定及び銅板類の厚さは、建具表による。
- ③ 製造所：評価名簿による。
- ④ 標準型鋼製建具は、標仕16.4.6により寸法及び金物を標準化したものとし、形式及び寸法は建具表による。

3. 建具用金物
- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、標仕 表16.8.1による。
- ② 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製造所の仕様による。
- ③ 金属製建具に使用する丁番は標仕表16.8.2による。
- ④ 樹脂製建具に使用する丁番は標仕表16.8.3による。
- ⑤ 木製建具に使用する丁番は標仕表16.8.4による。
- ⑥ 木製建具に使用する戸車及びレールは標仕表16.8.5による。
- ⑦ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
- ⑧ マスターキーは、製作する(組)。その他の鍵の製作本数は(組) 鍵の組数は監督職員と協議して決定する

11章 塗装工事

1. 錆止め塗装
- 錆止め塗装のままとする場合の錆止め塗装塗りの種別は、()とする。

2. 合成樹脂調合ペイント塗り(SOP)

区分	種別		素地ごしらえ	錆止め塗装塗りの種別	備考
	屋外	屋内			
図面による					

3. 耐候性塗料(DP)

区分	種別	素地ごしらえ	錆止め塗料塗りの種別	上塗りの等級	備考
図面による					

訂正	年	月	日					備 考：				株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289	作 成	承 認			工事名称			設計NO			図面NO
							ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事																
										図面名称				縮 尺：			整理NO						
										特記仕様書（6）				A3: 1:1									

12章 ユニット及びその他工事

1. 表示

①	区分	材質	寸法	厚さ	取付高さ	備考
	少量危険物庫	スチール				
	既燃料庫(一般取扱所)	スチール				
	地下燃料タンク	スチール				

13章 舗装工事

1. アスファルト舗装

①	舗装の種類	部位	舗装の構成	舗装の厚さ(mm)
	アスファルト	既存復旧		

- 再生アスファルトの種類()

② 再生加熱アスファルト混合物を(使用する ☐ 使用しない)。

舗装の種類	種類	備考
加熱アスファルト混合物		
再生加熱アスファルト混合物		

- ③ シールコートは(行う ・ 行わない)。 _____

- ④ アスファルト混合物の抽出試験は(行う ・ 行わない)。

- ⑤ 切取り試験を(行う ・ 行わない)。

- ⑥ 表層の厚さは、設計厚さを下回らないこととする。

- ⑦ 地域は(**一般地域** ・ **寒冷地域**)とする。

- ⑧ 舗装の平坦性は、通行の支障となる水たまりを生じない程度とする。

2. 排水の処理

舗装版切断に伴い発生する排水は汚泥に該当するため、関係法令等に基づき適正に処理すること。

年	月	日	修正		図面NO		A-07	
株式会社 歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289					作 成 承 認 工事名称 ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事 設計NO		図面NO A-07	
発 行 関係名称 特記仕様書 (7)					縮 尺 : A3: 1:1 整理NO			

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等
- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
 - ・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事に關し定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
 - ・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
 - ・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 ・ 別途)
- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
- ③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。
2. 機材の品質等
- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- ② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
 - 2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
 - 3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
 - 5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品 名	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	バント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディショナ及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有する/パワーコンディショナを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- ④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

3. 施工調査
- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
- ② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 試験
- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
- ② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
- ③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
 - ・ 照度測定
 - ・ 絶縁抵抗測定
2. その他共通事項
- ① 配管工事
 - ・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠べい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
 - ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4)
 - ・ 屋外の防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製 ・ 樹脂製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装)とする。
 - ・ 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。
- ② 配線工事
 - ・ 高圧ケーブルの種類(EM=高圧架橋ポリエチレンケーブル)は、JCS 4395「6,600V架橋ポリエチレンケーブル(3層押出型)」によるものとする。
- ③ 塗装工事
 - ・ 機械室、隠べい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
 - ・ 屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。
- ④ 配線器具
 - ・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、新金属製とする。
- ⑤ 支持金物等
 - ・ 屋外及びビット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。
- ⑥ 用途別表示
 - ・ 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)
 - ・ なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 - ・ カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ⑦ その他
 - ・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 - ・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 - ・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

3章 関連工事

1. 土工事
- ① 根切り
 - 1) 周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。
 - 2) 敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。
 - 3) 根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業(深さ30cm程度)とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械堀りとする。
なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な 処置を定め、監督職員の承諾を受ける。
- ② 埋め戻し及び盛土
 - 1) 使用土はB種とし、機器により締め固める。
ただし、良質の発生土が埋め戻し等に必要な量として不足する場合は、「公共工事の再生資源活用の当面の運用について」(H24.6.14建管第99号)に基づき、C種及びD種の利用を検討する。
- ③ 地均し
 - 1) 建物の周囲、幅2m程度を、水はけよく地均しを行う。
 - 2) 地均しは、均しを行う地表面の不陸を修正し、草木の除去及び清掃をして、一様にかき均した後、仕上げ面を一様になじみ起こしをして、良質土をまきかけ、歩行に耐えうる程度に締め固める。

4章 電灯設備

1. 照明器具
- LEDモジュールの光源色は、監督員との協議により、標準図に規定する光源色を変更できる。ただし、非常照明用及び誘導灯用を除く。

5章 構内配電(通信)線路

1. 施工方法
- ① 図面に記載なき地中管路の埋設深さは、車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とする。
- ② 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。
- ③ 配管引込部の地盤変位対応種別(標準図 電力31、32) 沈下量(0.2m以下 ・ 0.6m以下 ・ 1.0m以下)
2. マンホール・ハンドホール
- ① 蓋の記号表示は鋳型流込みによるものとし、(電力 ・ 電気 ・ 通信 ・)を表示する。
- ② ハンドホール内のケーブル支持等は、マンホールに準じて行う。
3. 埋設標識シート
- 高圧及び特別高圧の地中線路の他、以下の地中線路に設ける。
 - ・ 低圧幹線(外部からの引込み経路を含む。)
 - ・ 外灯配線
 - ・ 外部からの通信引込み経路
 - ・ 建物間の通信配線
 - ・ 外部通信機器の通信配線

6章 その他

1. 機器取付高さ
- 次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測 点	取付高(mm)	備 考
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
熱線センサ用スイッチ	床上～中心	1,800	
コンセント (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット (一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (踊場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	

2. 配線記号等
- ① EM=EEFケーブルにて、4芯以上の配線を布設する場合、全部又は一部に4芯のものを使用しても差し支えない。
- ② 図面に明記なき配管は次のとおりとする。
(G16) (G22) … 厚鋼電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
(16) (22) … PF管(単層管)(JIS C 8411「合成樹脂製可とう電線管」によるもの)を示す。
(19) (25) … ねじなし電線管(JIS C 8305「鋼製電線管」によるもの)を示す。
- ③ EM電線及びEMケーブルの表記において、「EM」が省略されている場合は、「EM」付きの表記のものに読み替える。

訂正	年 月 日		備 考	株式会社歩デザイン一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野和敏 TEL: 03-3626-8284 Fax: 03-3626-8289	作 成	承 認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO A-08
								図面名称 特記仕様書 (8)	
								縮 尺 : A3: 1:1	

■ 工事名称

工事名称		ポートレース鳴門 E 3 0用地下燃料タンク設置工事	建築主	鳴門市公営企業管理者
			工期(予定)	令和 年 月 日 ー 令和 年 月 日
建設地	(地名地番)	徳島県鳴門市撫養町大桑島		
	(住居表示)			

■一般事項（本工事の部分に限る）

工事種別	○ 新築 ○ 増築(同一棟) ● 増築(別棟) ○ 改築 ○ 大規模な修繕 ○ 用途変更 ○ 大規模な模様替 ○ 模様替				
用途地域	○ 第1種低層住居専用 ○ 第2種低層住居専用 ○ 第1種中高層住居専用 ○ 第2種中高層住居専用 ○ 第1種住居				
	○ 第2種住居 ○ 準住居 ○ 近隣商業 ○ 商業 ● 準工業 ○ 工業 ○ 工業専用 ○ 指定なし				
防火地域	○ 防火 ○ 準防火 ● 指定なし		法22条		● 有 ○ 無
法定構造	○ 耐火 ○ 準耐火(イ) ○ 準耐火(ロ-1) ○ 準耐火(ロ-2) ● その他()				
都市計画区域	● 都市計画区域(● 市街化区域 ○ 市街化調整区域 ○ 区域区分未定都市計画区域) ○ 都市計画区域外(○ 準都市計画区域 ○ その他)				
その他地区、地域	○ 高度地区(第 種) ○ 地区計画 ○ 風致地区 ○ 美観地区 ○ 駐車場整備地区 ○ その他()				
関係法令	○ 道路法 ○ 土地地区整理法 ○ 宅地造成等規制法 ○ 農地法 ○ 屋外広告物法 ○ 景観法 ○ 河川法 ○ 砂防法				
	○ 文化財保護法 ○ 港湾法 ○ 大店立地法 ○ 工場立地法 ○ 倉庫業法 ○ 風営法 ○ 医療法 ○ 介護保険法 ○ 省エネ法				
	○ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ● その他(県 建設基準法施行条例 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例)				
敷地状況	表土状況	アスファルト舗装	既存建物	有	
	敷地境界杭		前面道路		

■ 計画定数

必要駐車台数	台
計画駐車台数	台
必要駐輪台数	台
(うちバイク)	台
計画駐輪台数	台
(うちバイク)	台
必要緑地(開発)	m2
計画緑地(開発)	m2

■建物概要

建物用途	主用途	建築： 倉庫 消防： (14) 倉庫	
	従用途	建築： - 消防： -	
階数	塔屋	0 階	
	地上	1 階	
	地下	0 階	
高さ	最高の高さ	2.97 m (設計GLより)	m (平均地盤面より)
	最高の軒高	2.73 m (設計GLより)	m (平均地盤面より)
備考			

■ 躯体概要

構造種別	● S造 ○ SRC造 ○ RC造 ○ CB造 ○ 木造			
構造形式	○ ブレース架構		● ラーメン架構	
基礎形式	○ 杭基礎		● 直接基礎	
地盤改良	○ 表層改良		○ 柱状改良	
1階床	● 構造スラブ ○ 土間コンクリート			
床	● RC		○ デッキプレート	
地耐力	● 長期	30	kN/m ²	
積載荷重	○ 階	kN/m ²	○ 階	kN/m ²
	○ 階	kN/m ²	○ 階	kN/m ²
特殊荷重	○ フォークリフト（積載） kN)			
	○ クレーン（吊荷重 kN)			
積雪				

■面積

	法定面積					
	申請部分		申請以外の部分		合計	
敷地面積	-	m2	-	m2	-	m2
建築面積	-	m2	-	m2	-	m2
延床面積	0.00	m2	7.01	m2	7.01	m2
地階住宅部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
エレベーター昇降路部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
共同住宅共用廊下部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
自動車車庫等部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
備蓄倉庫部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
蓄電池設置部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
自家発電設備設置部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
貯水槽設置部分	0.00	m2	0.00	m2	0.00	m2
容積対象延床面積	-	m2	-	m2	-	m2
建ぺい率	-	% ≤	-	% ≤	-	% ≤
容積率	-	% ≤	-	% ≤	-	% ≤

床面積(棟別) (m2)

棟	申請部分	申請以外の部分	主要用途
1			
合計		0.00	

床面積(階別) (m2)

棟	階数	申請部分	申請以外の部分	主要用途
1	1			
	合計		0.00	

■設備概要（工事範囲）

工 事 項 目		建	設	備 考
		詳細は別図による		
電 気 設 備	電力引込設備			
	受変電設備			
	幹線動力設備			
	非常電源設備			
	電灯コンセント設備		●	防爆形
	電話・情報配管設備			
	テレビ共聴設備			
	放送配管・配線設備			
	音響配管・配線設備			
	監視カメラ配管・配線設備			
	インターホン設備			
	防犯用非常ベル設備			
	非常照明設備			
	誘導灯設備			
	自動火災報知設備			
	非常警報設備			
	防排煙制御設備			
	雷保護設備			

工事区分分けが必要な場合、施工区分欄に本工事の建築工事の場合は「建」欄に、本工事の設備工事の場合は「設」欄に、別途工事の場合は「別」欄に ○ を記入し、該当しない項目には ― を記入する。

■外部仕上

	仕上、仕様	参考メーカー、品番
少量危険物庫（新築）		
屋根	ガルバリウム鋼板 折板 88型 t=0.8 H=88 スーパーフェルトンⅡ t=5 （相当） (NM-2939)	
外壁	角波鉄板 ガルバリウム溶融亜鉛メッキ鋼板t=0.6 銅製胴縁100	
腰壁	鉄筋コンクリート t=120 H=300	
建具	スチール製親子両開き戸ガラリ付き（外部 DP塗装）	
注記	特記なき限り、外部に面する金属は ガルバリウム鋼板とする	
燃料庫（既存建物）	※危険物屋内貯蔵所 → 一般取扱所に変更	
屋根	丸聴折半フッ素樹脂塗装ガルバリウム鋼板 山高H=166 スーパーフェルトンⅠI t5 裏打	
外壁	押出成型セメント板 t=60 縦張 フッ素樹脂塗装仕上げ	
腰壁	コンクリート打放補修 亀裂誘発目地@1500内外	
建具	特定防火設備	
計量機	固定式計量機及び可搬式計量機（それぞれ静電気除去装置付きとすること） 固定式計量機 AJ01N（相当） 混合用固定式計量機AC01MA（相当） オイル受け（SUS304製）	
地下燃料タンク（新設）	SF二重殻地下タンク6000L 遠方注油口（ECB-1U相当） 液面計指示電源部（T-1〔DSV-O-4XL・PR〕相当） 磁歪式液面センサー（DSV-MSC・CS 相当）	

■外部金物

項目	材種、寸法等	メーカー、品番
ルーフトレン		
タラップ		
手摺		
面格子		
物干金物		
換気口	フード SUS製防鳥網付FD付	

■その他の工事範囲

工事項目		建	設	別	備考
敷地造成	擁壁				
	鉤き取り				
	盛土				
	切土	●			
外構	敷地排水	●			
	舗装	●			
	ライン引き等				
	車止め				
	植栽				
	植込				
	門扉				
	塀				
	フェンス				
	バリカー				
	歩道切り下げ				
工作物	独立看板				

項目	材種、寸法等	メーカー、品番
軒樋	SUS製 t=1.5加工	
竪樋	SUS製 P-60.5φ×2.0	
谷樋		

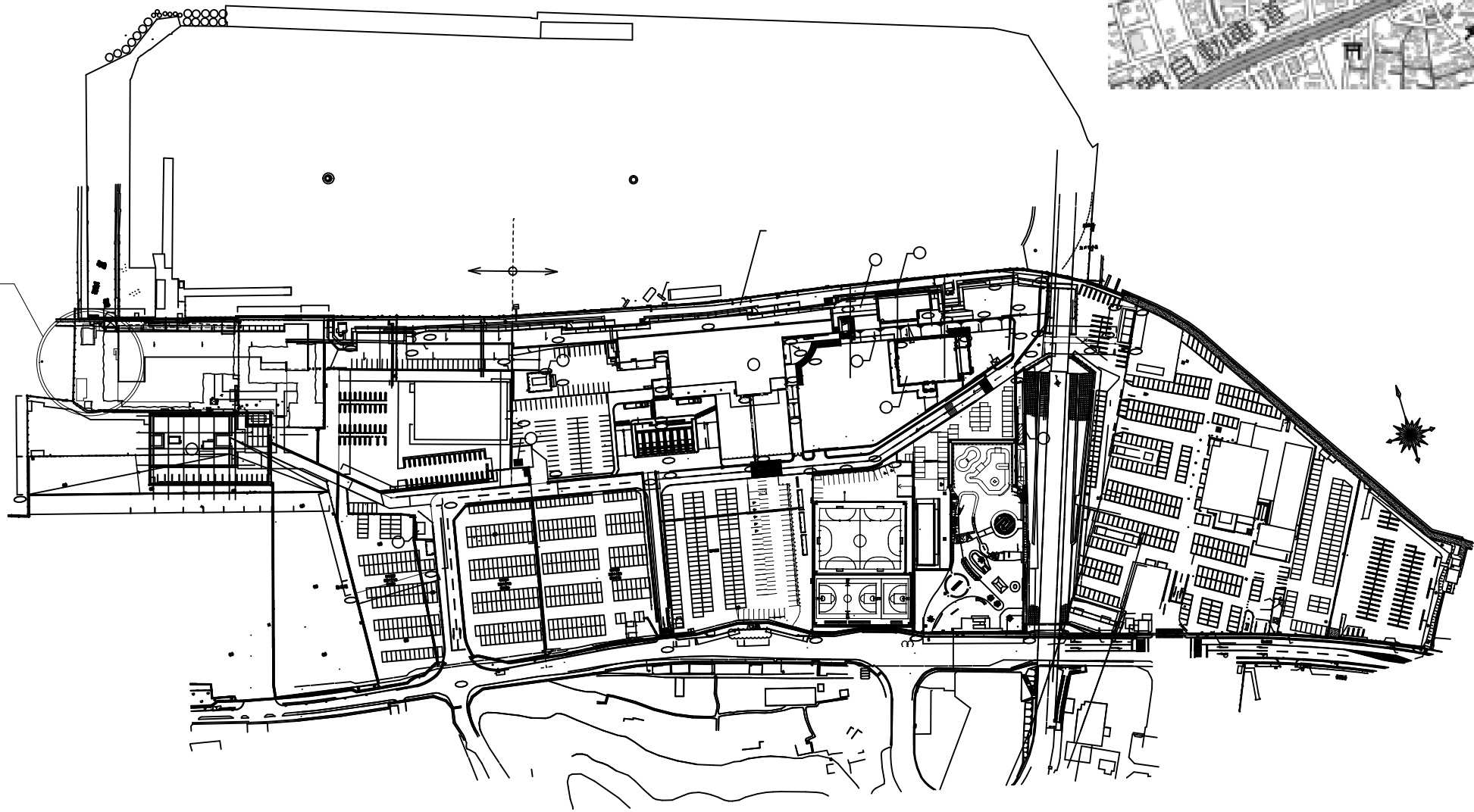
工事項目		建	設	別	備考
付属建物	物置				
	ゴミ庫				
	自転車置場				
付属備品	ブラインド				
	カーテンレール				
	郵便受				
	社名板				
	室名札				
	掲示板	●			少量危険物庫、一般取扱所、地下燃料タンクの掲示板
	避難器具				
不帯工事等	地中障害物				
	地下燃料タンク	●			
	既存建物改修	●			既燃料庫を一般取扱所に変更する諸手続きを含む
	既存建物移設			●	外部倉庫の移転
	既存設備配線移設		●		既燃料庫の一次側電源停止及びルート変更
調査	家屋調査				
	電波障害				
	土壌汚染				

[illegible]

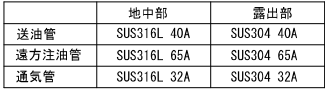
計画地 鳴門市撫養町大桑島



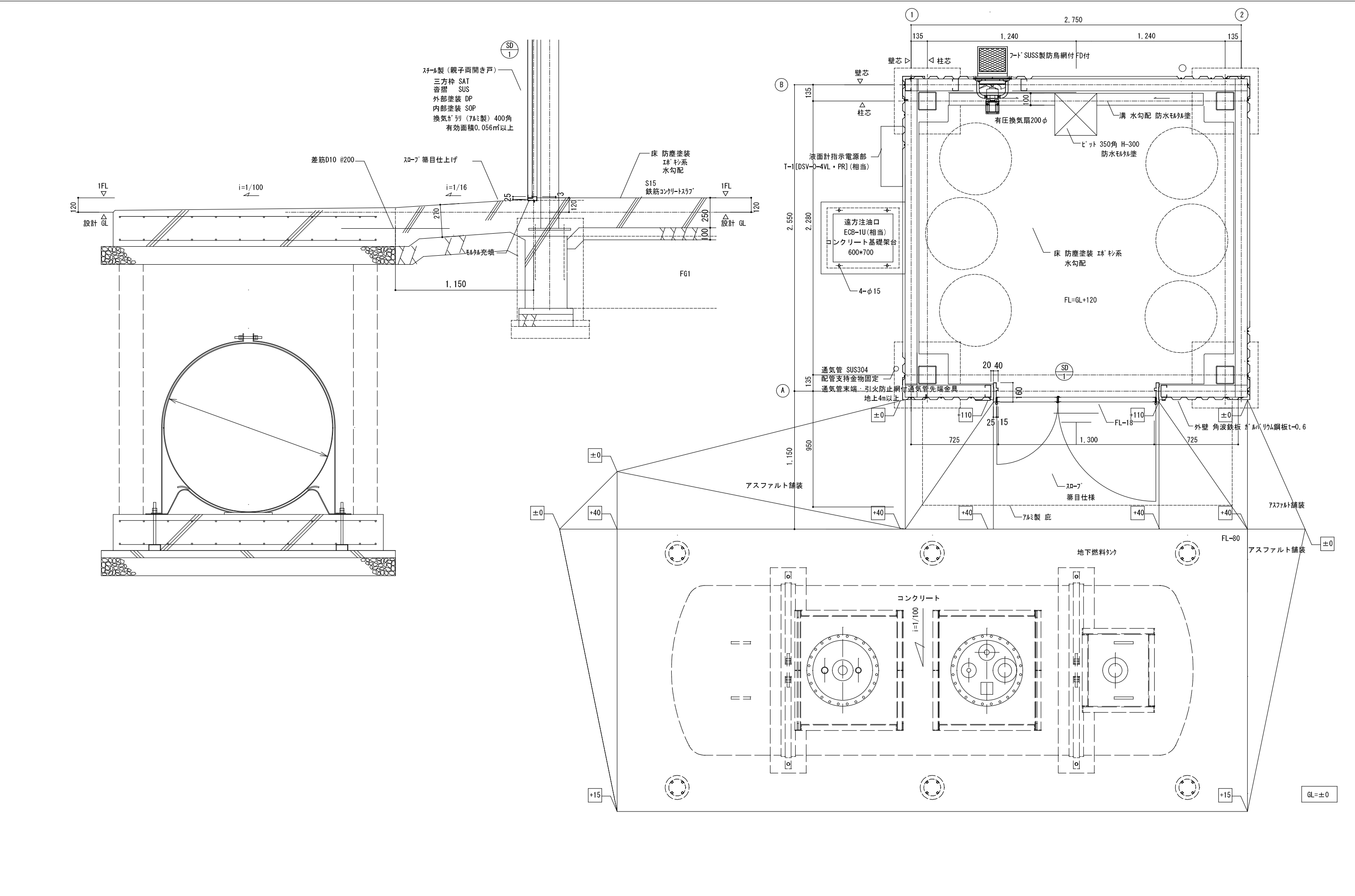
工事エリア



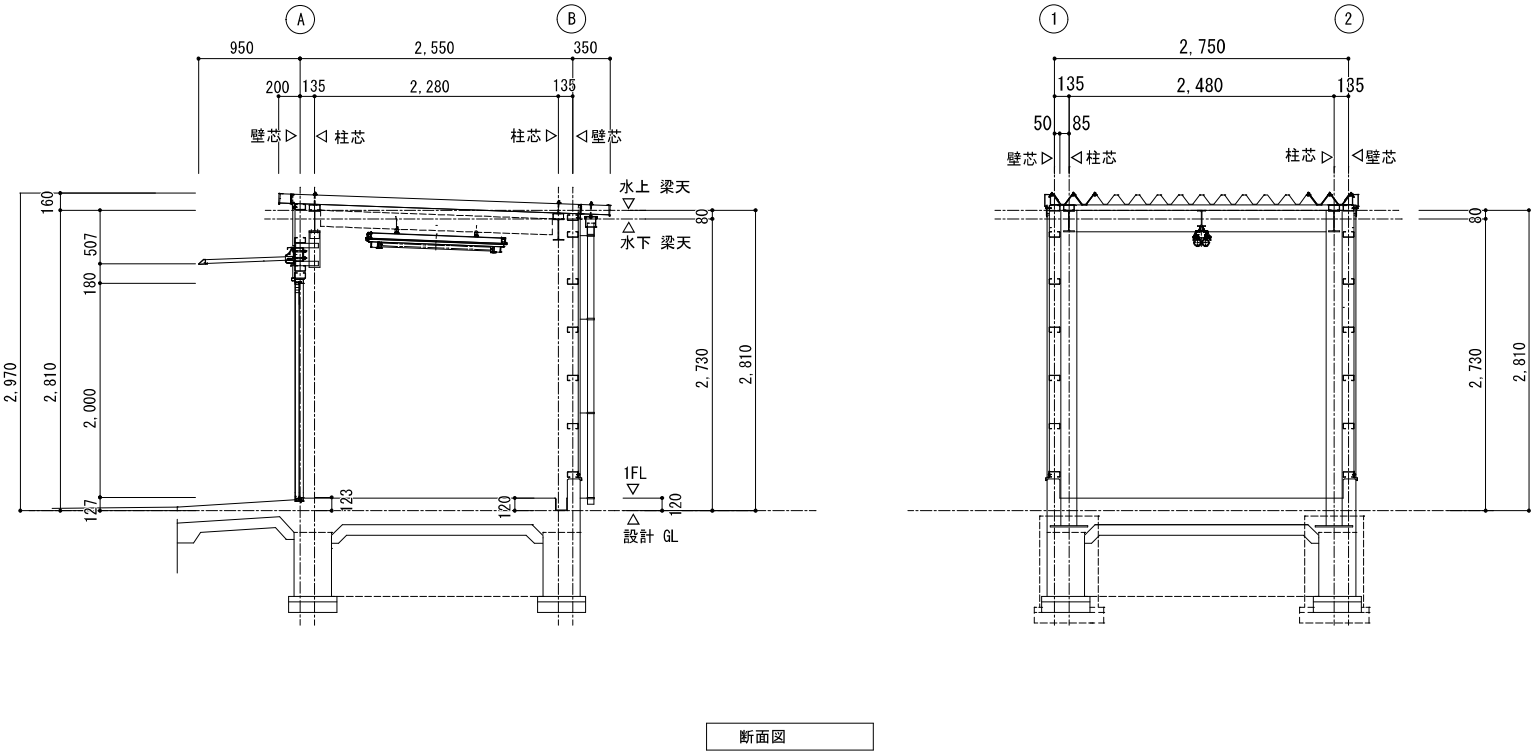
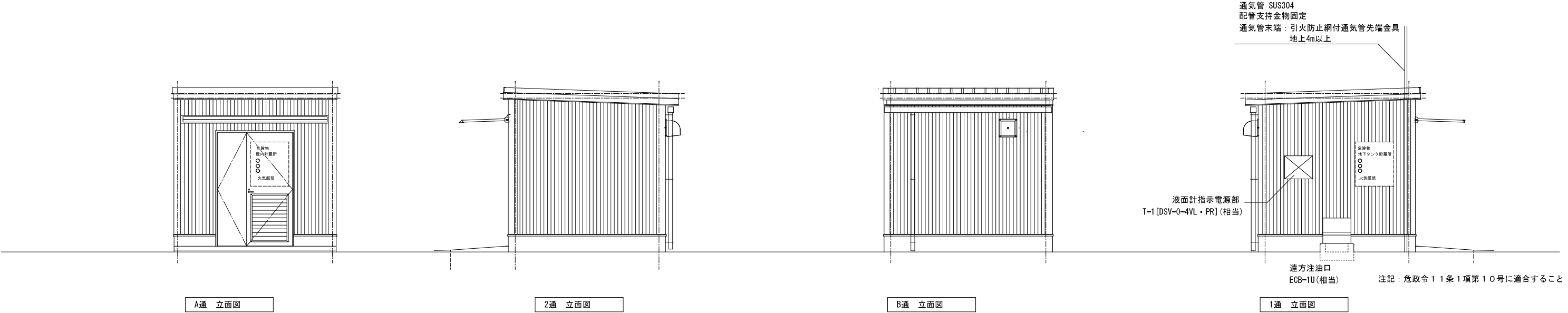
訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-9284 FAX: 03-3626-8289	作成 ・ ・	承認			工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事		設計No.	図面No. A-10
							発行 ・ ・							



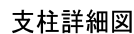
 改修工事部分
 増築工事部分
 移転工事部分（別途工事）
 その他は既存を示す



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 ・ ・ 発行 ・ ・	承認	工事名称 ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事 図面名称 少量危険物庫 平面図	設計No. 整理No.	図面No. A-12
										縮尺 S=1:20	



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL: 03-3626-8284 FAX: 03-3626-8289	作成 ・ ・ 発行 ・ ・	承認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事		設計No.	図面No. A-13
									図面名称 少量危険物庫 立面図 断面図	縮尺 S=1:20 1:50	整理No.	



開口部補強要領

NO.	名 称	口 径	フランジ種類、形状
①	注油口	65A	10K SOP-FF
②	送油口	25A	10K SOP-FF
③	通気口	32A	10K SOP-FF
④	液面計口	100A	5K SOP-FF
⑤	漏油検知管	100A	10K SOP-FF
⑥	除水口	40A	ソケット
⑦	計量口	32A	ソケット

※埋設深さは、現場の油配管勾配により決定すること。

注1) タク付近は火気厳禁の事

注2) 切込砕石は切込砕石又は再生クラッシュランでも可

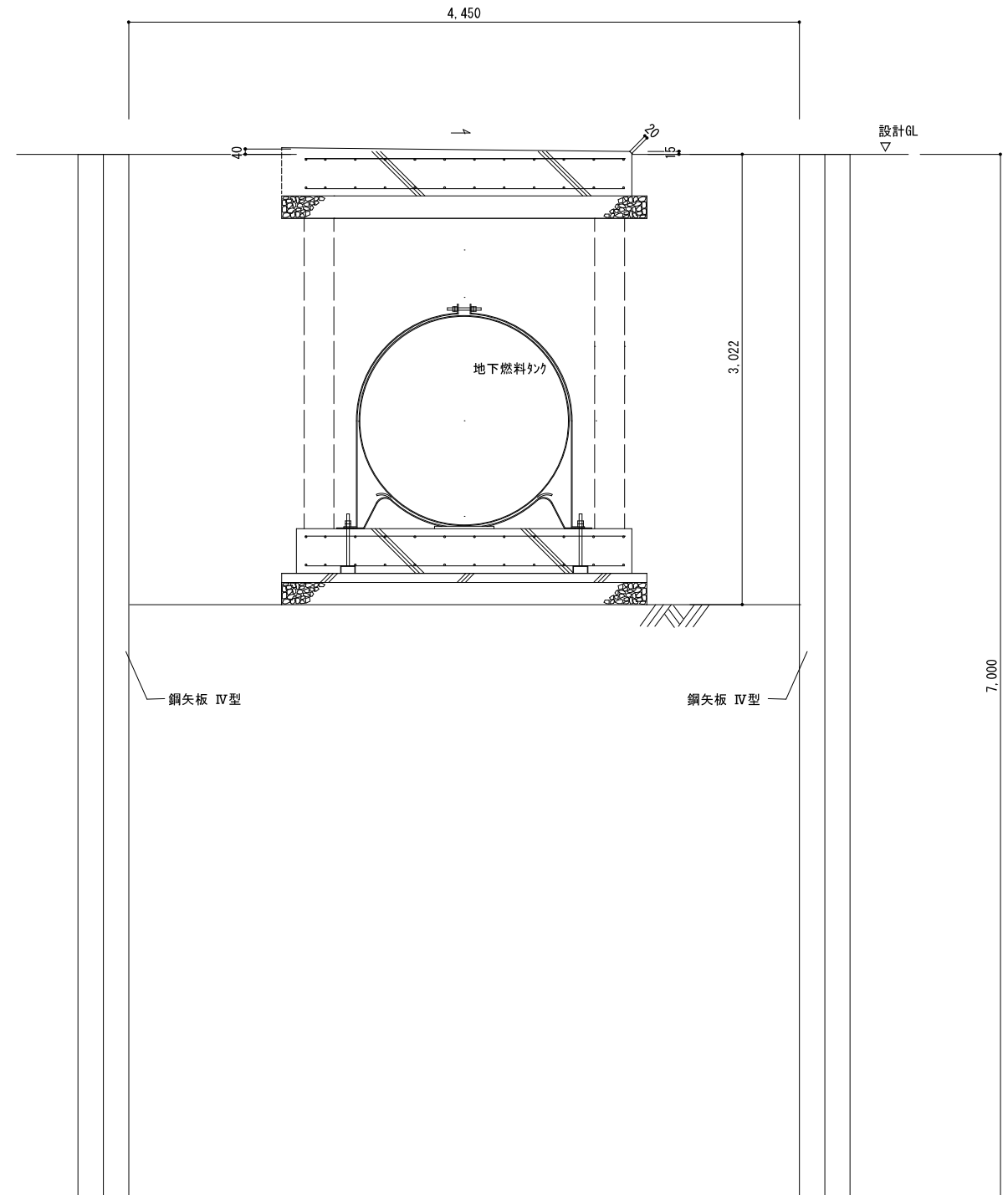
理。戻し材は下記条件に適合する物を使用のこと

- ・石塊等混入物を含まないもの
- ・有害な有機物（腐食土等）を含まないもの
- ・ふるい目5mm以下の川砂・山砂、若しくは6号砕石

上層は下層より、下部スラブと同一にD13 ②00ダブルとする



注記：図示する機器形状等は参考である。所定の性能を満たす同等品以上の採用を可とする。
直接海水に接する鋼材は、重防食テープ、パテ等で防錆処理を行うこと。

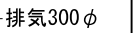


訂正					備考	株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL：03-3626-8284 FAX：03-3626-9289	作成 . .	承認		工事名称 ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事	設計No.	図面No. A-17
							発行 . .			図面名称 地下燃料タンク土留め詳細図	縮尺 S=1:30	

- ・計量機は静電気除去装置付きとする
- ・ABC10型消火器2本を一般取扱所内に設置

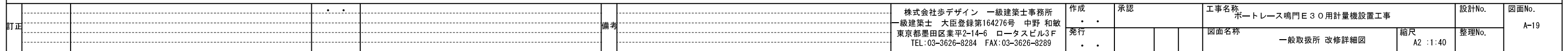


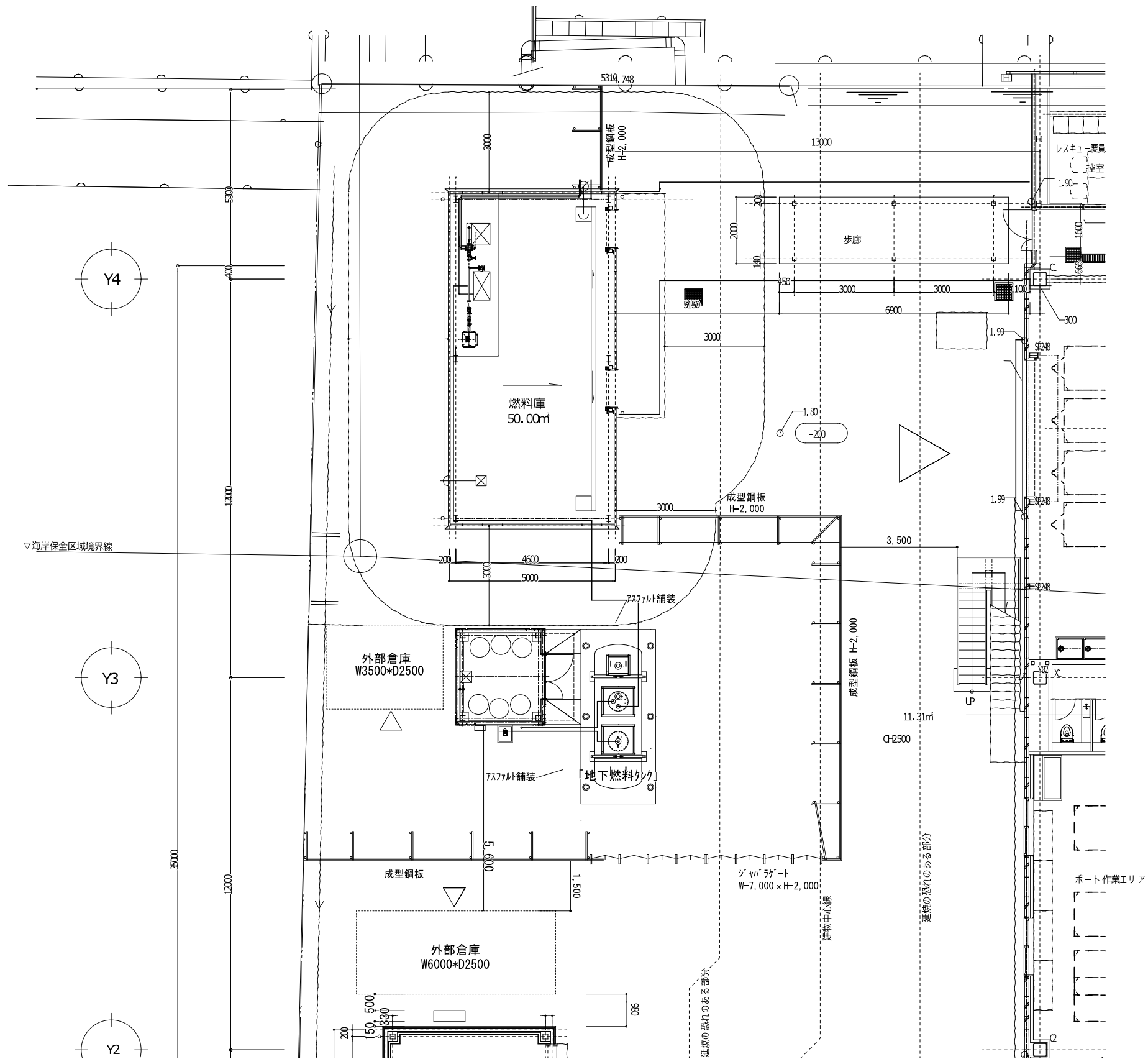
通気管末端：引火防止網付通気管先端金具
地上4m以上・開口部より1m以上離隔のこと



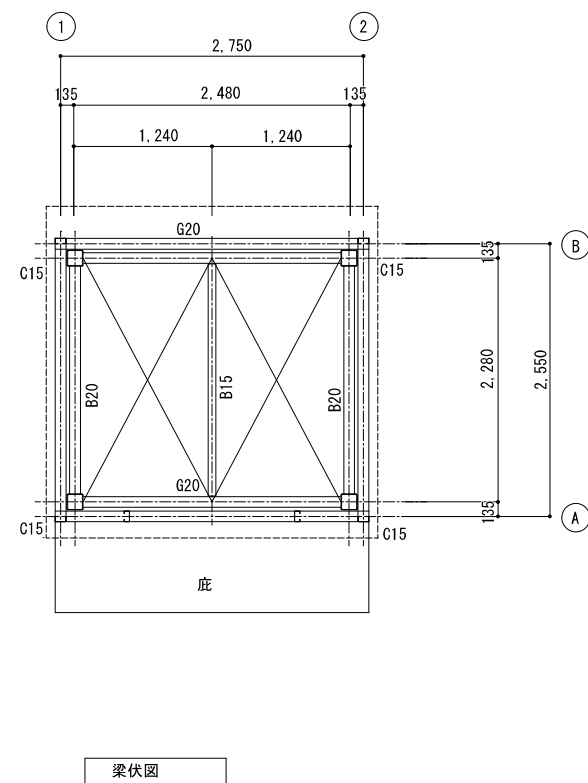
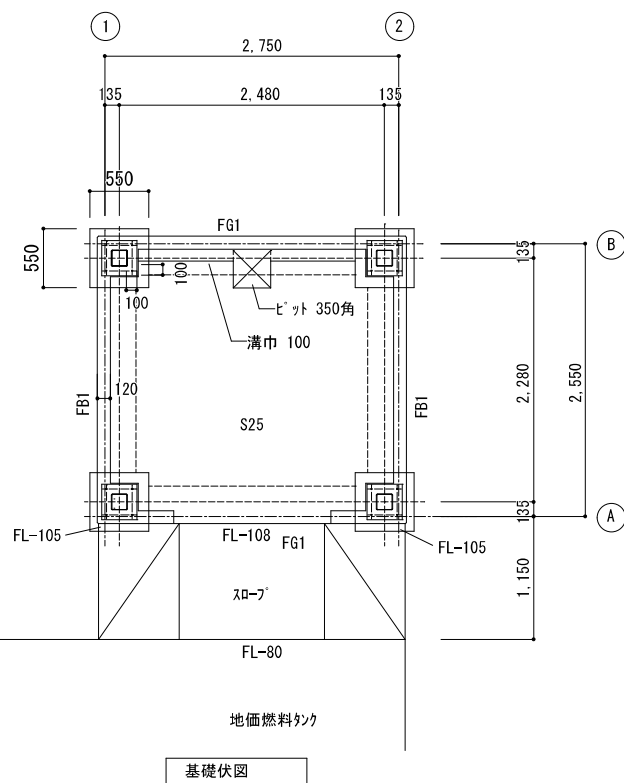
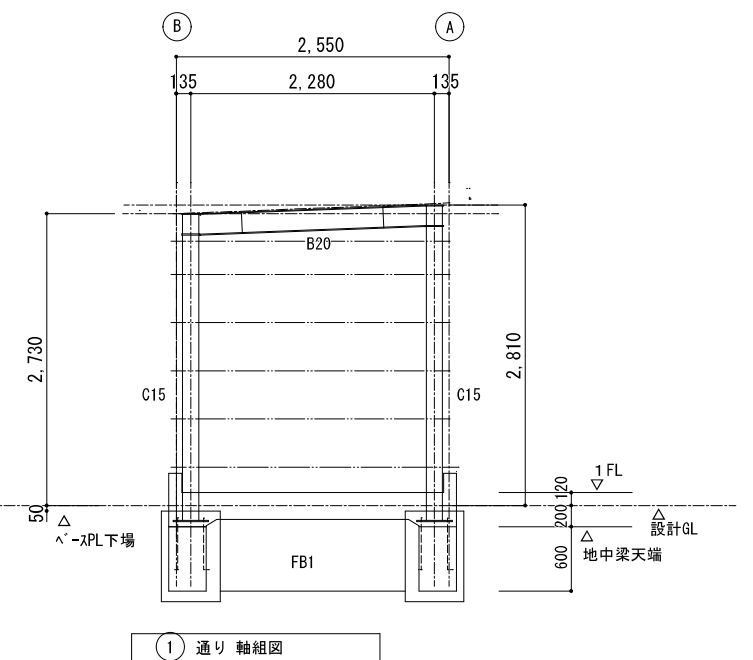
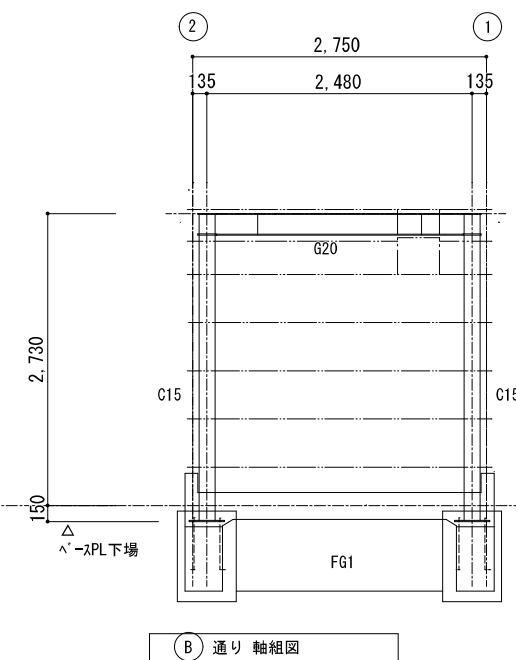
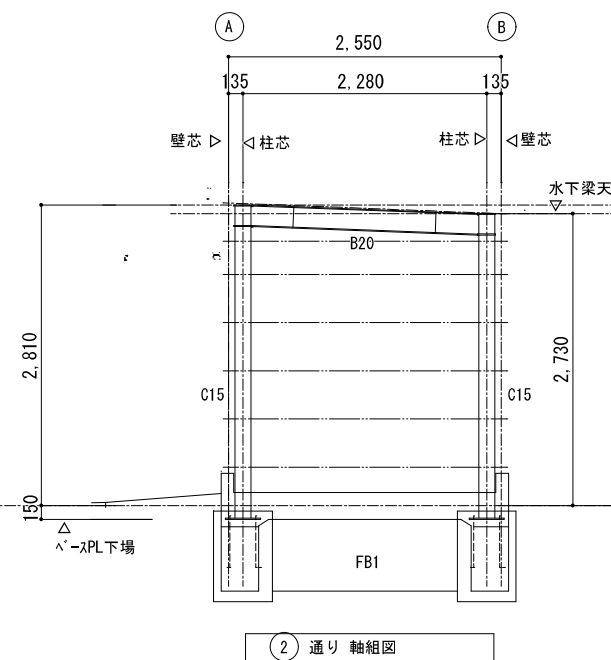
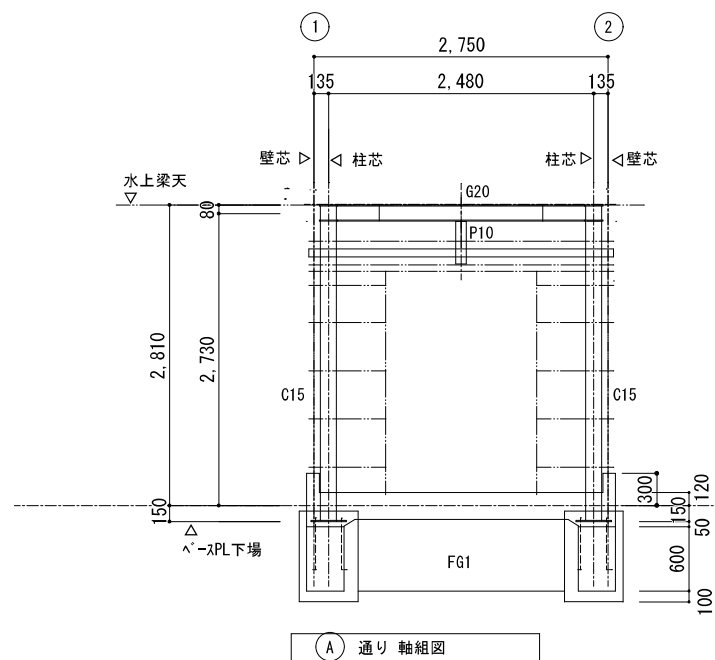
1FL(水上)	300
地盤面	130

訂正					備考	株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 ・ ・ 発行 ・ ・	承認	工事名称 ホーントレース鳴門E30用計量機設置工事	設計No.	図面No. A-18
									図面名称 一般取扱所 改修図	縮尺 A2 : 1:20	整理No.





訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成 ・ ・	承認		工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事		設計No.	図面No. A-20
							発行 ・ ・			図面名称 仮設計画 (案)	縮尺 S=1:100	整理No.	



構造材 S=1:20

柱

C20

□-150 x 150 x 6
B PL 16 x 350 x 350
A BOLT 4-M16 L=450

梁

G20

B20

H-200 x 100 x 5.5 x 8
PL-16
BOLT HTB 8-M16
2PL-6.0
BOLT HTB 4-M16

ジョイントは保有耐力接合

梁

B15

H-150 x 75 x 5 x 7
G PL 6.0
BOLT HTB 2-M16

鋼縁

C-100 x 50 x 20 x 1.6
コレクション L-75 x 75 x 6
BOLT 2-M12

使用材料

鋼材 STKR 400 SS 400
SSC 400
丸鋼 SR 235
HTB F 10T

P10

H-100 x 100 x 6x8
取付材 L-65 x 65 x 6
BOLT HTB 4-M16

基礎

上部

主筋 8-D22
HOOP 最上部 2-D13
HOOP D10 @100

底部

地中梁

FG1

FB1

設計 GL

上筋 3-D16
ST 2-D10 @200
腹筋 2-D10
下筋 3-D16

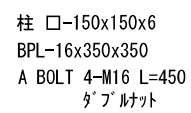
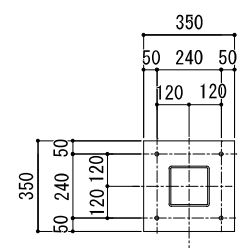
スラブ

S25

使用材料

コンクリート Fc 24
スラブ 15
骨材 20
鉄筋 SD 295

訂正						備考	株式会社デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区業平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ボートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事			設計No.	図面No. S-01
								発行				図面名称 少量危険物庫 構造図	縮尺 S=1:20 1:50	



訂正					備考	株式会社歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大臣登録第164276号 中野 和敏 東京都墨田区東平2-14-6 ロータスビル3F TEL:03-3626-8284 FAX:03-3626-8289	作成	承認	工事名称 ポートレース鳴門E30用地下燃料タンク設置工事			設計No.	図面No. S-02
									発行			図面名称 少量危険物庫 構造詳細図	縮尺 S=1:20

分電盤表（改修前）

盤名称 （盤形式） 幹線番号	電気方式 主幹遮断器 （結線）	電力 量計	分岐回路			負荷名称	負荷容量					RR	備考
			電圧（V）	番号	配線用遮断器 （AF／AT） M：MCCB E：ELCB		電灯 （VA）	コンセント （建築） （VA）	コンセント （整備） （VA）	コンセント （空調 換気） （VA）	コンセント （OA） （VA）		
LM-1 Bali 110 NDB3P 50/50 （A） 合計 4.9[kVA]	AC 1φ3W 200/100V NDB3P 50/50 （A） 合計 4.9[kVA]		100	105	M 3P 50 30	2階作業室分電盤（別計量回路）	155	300	2261	3	0		
			100	101	M 2P 50 20	1階電灯	183			41			
			100	102	E 2P 50 20	門扉電灯							
			100	103	E 2P 50 20	屋外電灯	31						人感センサー付き
			100	104	M 2P 50 20	予備							
			100	301	M 2P 50 20	機材保管庫コンセント		300					
			100	302	M 2P 50 20	支部選手控室コンセント		300					
			100	303	E 2P 50 20	支部選手控室コンセント		300					自動水栓用
			100	304	E 2P 50 20	支部選手控室			100				ユニットシャワー
			100	305	E 2P 50 20	ガス給湯器コンセント		784					
			100	308	M 2P 50 20	機材保管庫コンセント		100					継子管用
			100	309	M 2P 50 20	予備							
			100	310	M 2P 50 20	予備							
						小計	369	2,094	2,361	44	0		

撤去

動力制御盤表（改修前）

盤名称 (盤形式) 幹線番号	電気方式 主幹遮断器	電力 量計	主 結 線	制 御 回 路	負 荷						現地制御盤						警報盤						負荷遮断器 (AF/AT)			配管仕様		備考					
					機器番号	機器名称・記号	設 置 階	容 量		最大運 転電流 (A)	規約 電流	操 作			表 示		操 作		表 示		種 数	AF	AT	種 類	サイ ズ	接 地 線	配 管						
								(kW)	(kVA)			ON OFF PB	イン ター ロッ ク	火 災 停 止	運 転 停 止	故 障 停 止	液 面	ON OFF F	火 災 停 止	過 方 切 替									運 転 停 止	故 障 停 止	液 面	計 量	
LM-1 Ali 210 NDB3P 100/60 セバレータ付	AC 3φ3W 200V NDB3P 100/60		A2	PA02-I-H1	空調室外機（支部選手更衣室）	1	1.0		7.7															3P	50	15	OV	3.5	4C	VE			
				PA02-I-H2	空調室外機（支部選手更衣室）	1	1.9		9.1																	3P	50	15	OV	3.5	4C	VE	
				PA02-Z-H3	空調室外機（作業室）	1	2.5		21.0																	3P	50	30	OV	5.5	4C	VE	
				FF-H1-2	排気ファン（機材保管倉庫）	1	0.1		1.4		○				○	○										3P	50	15	OV	3.5	4C		
				A1	予備																					3P	50	15					
				A2	予備																					3P	50	30					
				A2	予備																					3P	50	50					
					合計		5.5	0.0	39.2																								

撤去

分電盤表（改修後）

盤名称 （盤形式） 幹線番号	電気方式 主幹遮断器 （結線）	電力 量計	分岐回路			負荷名称	負荷容量					RR	備考
			電圧（V）	番号	配線用遮断器 （AF／AT） M：MCCB E：ELCB		電灯 （VA）	コンセント （建築） （VA）	コンセント （整備） （VA）	コンセント （空調 換気） （VA）	コンセント （OA） （VA）		
LM-1 Bali 110 NDB3P 50/50 （A） 合計 4.9[kVA]	AC 1φ3W 200/100V NDB3P 50/50 （A） 合計 4.9[kVA]		100	105	M 3P 50 30	2階作業室分電盤（別計量回路）	155	300	2261	3	0		
			100	101	M 2P 50 20	1階電灯	183			41			
			100	102	E 2P 50 20	門扉電灯							
			100	103	E 2P 50 20	屋外電灯	31						人感センサー付き
			100	104	M 2P 50 20	燃料庫・危険物貯蔵庫 電灯							
			100	301	M 2P 50 20	機材保管庫コンセント		300					
			100	302	M 2P 50 20	支部選手控室コンセント		300					
			100	303	E 2P 50 20	支部選手控室コンセント		300					自動水栓用
			100	304	E 2P 50 20	支部選手控室			100				ユニットシャワー
			100	305	E 2P 50 20	ガス給湯器コンセント		784					
			100	308	M 2P 50 20	機材保管庫コンセント		100					継子管用
			100	309	E 2P 50 20	固定式計量器		100					
			100	310	M 2P 50 20	屋外指示電源部							
						小計	369	2,194	2,361	44	0		

取付

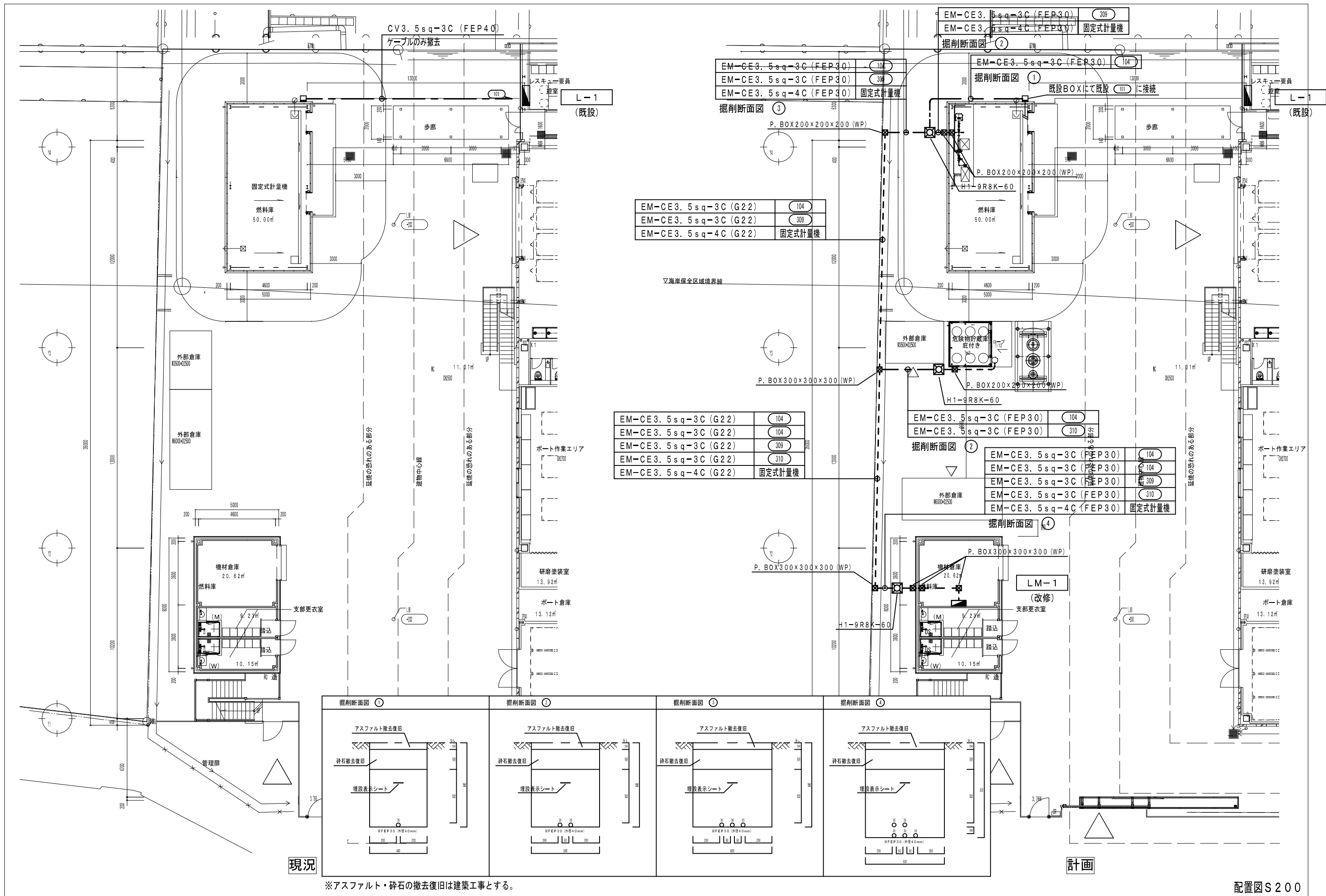
負荷名称変更

動力制御盤表（改修後）

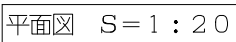
盤名称 (盤形式) 幹線番号	電気方式 主幹遮断器	電力 量計	主 結 線	制 御 回 路	負 荷						現地制御盤						警報盤						負荷遮断器 (AF/AT)			配管仕様		備考			
					機器番号	機器名称・記号	設 置 階	容 量		最大運 転電流 (A)	規約 電流	ON OFF PB	操 作			表 示		操 作		表 示		種 数	AF	AT	種 類	サイ ズ	芯 数		接 地 線	配 管	
								(kW)	(kVA)				運 動	イン ター ロッ ク	火 災 停 止	運 転 停 止	故 障 停 止	液 面	ON OFF F	火 災 停 止	過 方 切 替										運 転 停 止
LM-1 Ali 210 セバレータ付	AC 3φ3W 200V NDB3P 100/60		A2	PA02-I-H1	空調室外機（支部選手更衣室）	1	1.0		7.7															3P	50	15	OV	3.5	4C	VE	
			A2	PA02-I-H2	空調室外機（支部選手更衣室）	1	1.9		9.1															3P	50	15	OV	3.5	4C	VE	
			A2	PA02-Z-H3	空調室外機（作業室）	1	2.5		21.0															3P	50	30	OV	5.5	4C	VE	
			D2 a	FF-H1-1	排気ファン（機材保管倉庫）	1	0.1		1.4		○				○	○								3P	50	15	OV	3.5	4C		
			A1		固定式計量器	1	1.2																	3P	50	30	OE	3.5	4C	FF	
			A2		予備																			3P	50	50					
			A2		予備																			3P	50	50					
					合計		6.7	0.0	39.2															3P	50	50					

取付

訂正	年	月	日											備 考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田豊雄 第 164276 号 中野 有敏 東京都豊田区東甲 2-14-6 ロータビル 3F TEL:03-3626-6284 FAX:03-3626-4289	作 成	承 認	工事名称			設計NO	図面NO																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
																		ボートレース鳴門 E30用地下燃料タンク設置工事																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
																		図面名称	縮 尺	整理NO	分電盤回路構成表																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														

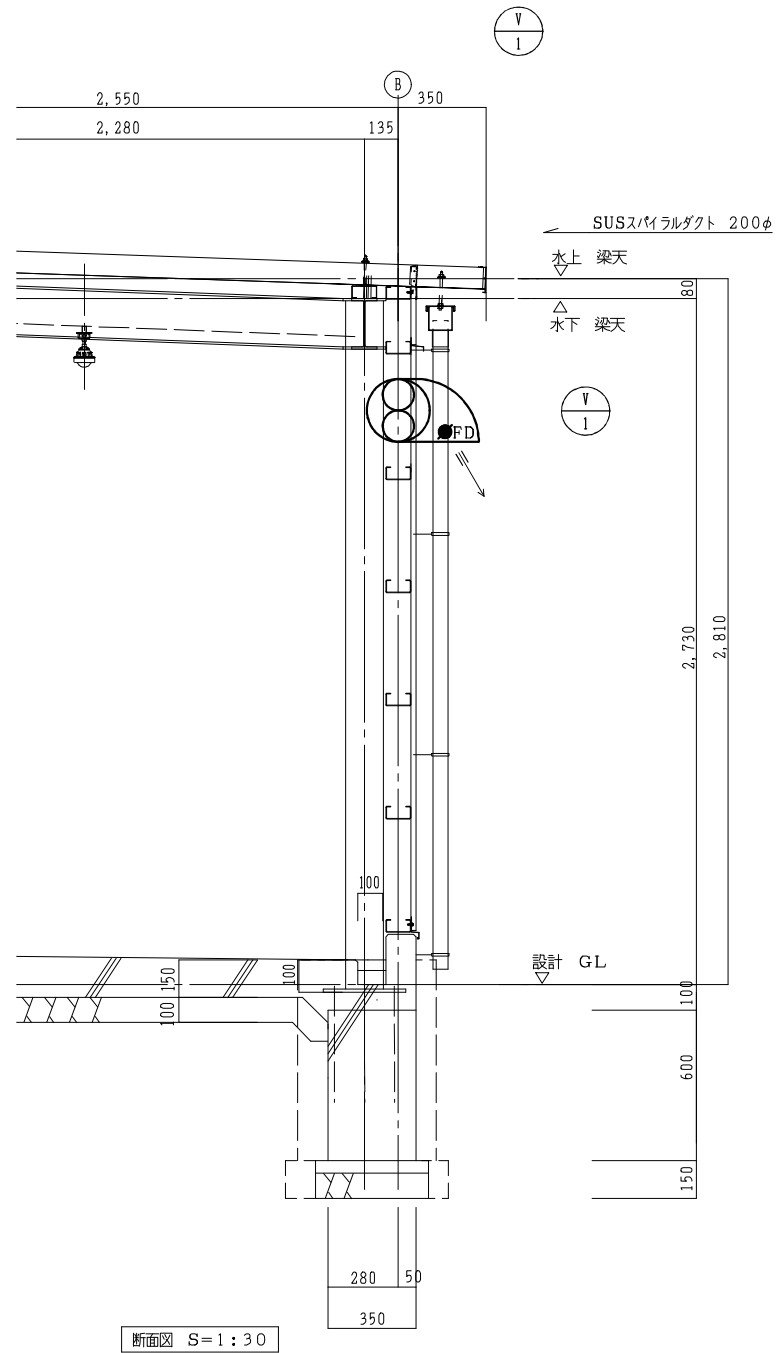
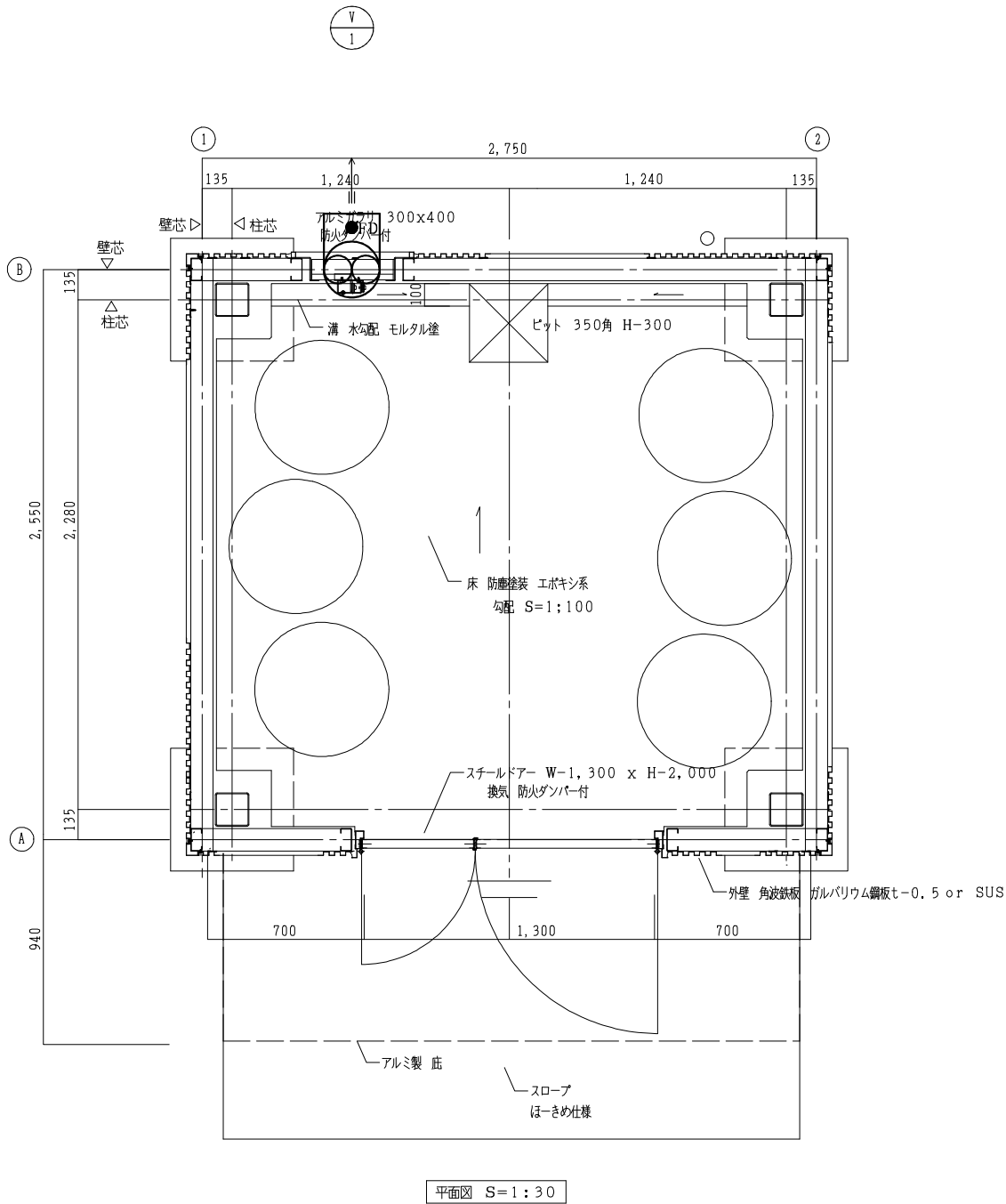


訂正	年	月	日												備 考	株式会社 歩デザイン 一級建築士事務所 一級建築士 大田登録第 164276 号 中野 有祐 東京都豊田区東甲 2-14-6 ロータビル 3F TEL: 03-3626-6284 FAX: 03-3626-4289	作 成	承 認	工事名称 ボートレース鳴門 E30用地下燃料タンク設置工事	設計NO	図面NO E-02
												発 行		図面名称 外観工事			縮 尺 A3-1/200	整理NO			



機 器 一 覽 表

記 号	名 称	型 式 仕 様	電気仕様	数	設置場所	備 考
V-1	防 爆 形 有 圧 換 気 扇	羽 根 径 20cm 仕 様 100 m ³ /h x 20Pa 付 属 品 不燃枠、SUSウエザーカバー（防虫網）FD付 SUS風圧シャッター、バックガード	1φ100V 27W	1	少量危険物庫	（参考）EF-20YSD2-V



訂正				
----	--	--	--	--